

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する取扱要領

第1 目的（要綱第1条）

この要領は、多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱（平成19年多摩市告示第41号。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 評定の対象（要綱第2条）

- 1 単価契約で行う請負工事は、評定の対象外とする。
- 2 工事等主管課長は、要綱第2条第2項により評定を行わない場合は、その理由を付して、評定しないことを検査主管課長及び契約主管課長へ報告するものとする。
- 3 要綱第2条第1項第4号により評定を行う場合は、工事等主管課長は、その理由を付して、評定することを検査主管課長及び契約主管課長へ報告するものとする。

第3 監督員等の評定内容及び評定方法（要綱第6条及び第8条）

- 1 監督員用工事評定表及び調査職員用委託評定表について
 - (1) 基本項目の評価点は、区分ごとの評価項目の評価点、加算点及び減算点により算出する。
 - (2) 区分ごとの評価項目の評価点は、良、普通又は不良の3段階評価とする。評価項目が全て「普通」の場合の標準点は65点とし、評価項目ごとに「良」は1点を加算し、「不良」は1点を減算する。
 - (3) 「普通」は、特に指摘するような問題点がなく、設計図及び仕様書に基づいて通常の業務を行っている場合に選択する。
 - (4) 「良」は、通常の業務を行うとともに、次に掲げるような「望ましい」と考えられる要素があった場合に選択する。
 - ア 進め方に創意、工夫が見られた。
 - イ 率先して迅速な対応を行った。
 - ウ 効率的な方法で行った。
 - エ 丁寧な対応で行われた。
 - (5) 「不良」は、指示書や警告書による文書での嚴重注意ほどの問題はなかったが、口頭による注意に対して適切な対応が行われなかった場合等に選択する。
 - (6) 工事等主管課長は、工事等の内容が工事評定表等の評定項目によることが適当でない場合は、工事等主管係長及び監督員と協議のうえ、評定外にする理由を工事評定表等の評定外理由欄に記入し、評定を行わないことができる。
 - (7) 工事等主管係長、監督員及び調査職員は、評定項目の施工体制管理、安全管理、現場管理、業務遂行能力等のいずれかの合計点が76点以上若しくは54点以下の場合又は特記すべき事項がある場合は、監督員工事評定表又は調査職員用委託評定表の所見欄に具体的な事例を挙げて意見を記載する。
 - (8) 加算点は、請負者自身が自主的かつ積極的に業務に取り組んだ結果、環境対策、周辺住民への対応の適切さ、安全対策等で市が期待する水準以上の場合に加点する。その際、区分ごとの評価項目の評価点と重複することを妨げない。

(9) 減算点は、度重なる口頭による注意にもかかわらず迅速な対応や改善が見られず、指示書又は警告書等による文書で嚴重注意を受けた場合等に減点する。その際、区分ごとの評価項目の評価点と重複することを妨げない。

(10) 合併工事等で工事等を主管する課が複数となる場合は、工事等の請負金額が最も多い課の工事等主管課長、工事等主管係長、監督員及び調査職員は、他課の工事等主管課長、工事等主管係長、監督員及び調査職員の各々と協議のうえ、それぞれ評定を行い、工事等の請負金額が最も多い課の工事等主管課長が工事評定報告書又は委託評定報告書を作成し、他課の工事等主管課長の合議を得て、検査主管課長へ報告する。

2 工事評定報告書及び委託評定報告書について

(1) 各評定者の評価点から基本項目ごとの評定点を算出する。評定点は、全評価点の平均値とし、小数点第2位を四捨五入する。

(2) 工事等主管課長は、評定者の基本項目における評価点のいずれかが76点以上若しくは54点以下の場合又は特記すべき事項がある場合は、評定者の意見を踏まえ、所見欄に意見を記載する。

第4 検査員の評定内容及び評定方法（要綱第7条及び第8条）

1 検査員用工事評定表及び検査員用委託評定表について

(1) 基本項目の評価点は、区分ごとの評価項目の評価点、加算点及び減算点により算出する。

(2) 区分ごとの評価項目の評価点は、良、普通又は不良の3段階評価とする。評価項目が全て「普通」の場合の標準点は65点とし、評価項目ごとに「良」は1点を加算し、「不良」は1点を減算する。

(3) 「普通」は、特に指摘するような問題点がなく、設計図及び仕様書に基づいて行われていた場合に選択する。

(4) 「良」は、出来具合、書類の整理等に工夫が見られ、優れている場合に選択する。

(5) 「不良」は、出来形及び出来栄えにばらつきが見受けられ、提出書類に不備が多い等、普通より劣っている場合に選択する。

(6) 検査員は、工事等の内容が工事評定表等の評定項目によることが適当でない場合は、評定外にする理由を工事評定表等の評定外理由欄に記入し、評定を行わないことができる。

(7) 検査員は、評価点が76点以上若しくは54点以下の場合又は特記すべき事項がある場合は、検査員用工事評定表又は検査員用委託評定表の所見欄に具体的な事例を上げて意見を記載する。

(8) 加算点は、請負者自身が自主的かつ積極的に業務に取り組んだ結果、出来具合等で市が期待する水準以上の場合に加点する。その際、区分ごとの評価項目の評価点との重複することを妨げない。

(9) 減算点は、手直し事項が非常に多い場合、書類の整理が極めて悪く検査時の対応が不誠実であった場合等に減点する。その際、区分ごとの評価項目の評価点と重複することを妨げない。

2 工事評定報告書及び委託評定報告書について

(1) 総合評定点は、工事等主管課長から送付された評定報告書による評定点に検査員の

評定点を加えた平均値とし、小数点第 1 位を四捨五入し整数とする。

- (2) 検査主管課長は、検査員の評価点が 76 点以上若しくは 54 点以下の場合又は特記すべき事項がある場合は、検査員の意見を踏まえ、検査主管課総合所見欄に意見を記載する。

第 5 評定結果の報告（要綱第 8 条）

- 1 工事等主管課長は、検査主管課長へ報告する工事評定報告書又は委託評定報告書に各評定者の監督員用工事評定表又は調査職員用委託評定表を添付する。
- 2 検査主管課長は、契約担当課長へ報告する工事評定報告書又は委託評定報告書に全評定者の工事評定表又は委託評定表を添付する。
- 3 検査主管課長は、工事等主管課長へ報告する工事評定報告書又は委託評定報告書に検査員の検査員用工事評定表又は検査員用委託評定表を添付する。
- 4 工事等主管課長が検査員となる場合は、工事等主管課長は、契約担当課長へ報告する工事評定報告書又は委託評定報告書に全評定者の工事評定表又は委託評定表を添付する。

第 6 総合評定点の区分（要綱第 10 条）

- 1 「優良」とは総合評定点が 91 点以上 100 点以下、「良」とは 76 点以上 90 点以下、「普通」とは 55 点以上 75 点以下、「やや不良」とは 40 点以上 54 点以下、「不良」とは 40 点未満をいう。
- 2 評定結果の取扱い
 - (1) 「優良」であった工事等の請負業者については、表彰するとともに、該当工事等について工事名、会社名及び現場代理人名を多摩市広報及び多摩市公式ホームページで公表する。
 - (2) 「良」であった工事等の請負業者については、工事名、会社名及び現場代理人名を多摩市広報及び多摩市公式ホームページで公表する。
 - (3) 「やや不良」であった工事等の請負業者については、過去 2 年の間に 2 度「やや不良」となった場合には、契約担当課長、工事等主管課長及び検査主管課長は直接事情を確認し、指導するものとする。
 - (4) 「不良」であった工事等の請負業者については、契約担当課長、工事等主管課長及び検査主管課長は直接事情を確認し、指名停止の措置をとる。期間については多摩市指名業者指名停止基準（昭和 59 年 6 月 13 日決定）に基づき決定する。また、指名停止となった業者については、多摩市公式ホームページで公表する。